### 栗東市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月1日

栗東市監査委員 井之口 秀行 栗東市監査委員 田中 英樹

### 定期監査(令和3年度前期)結果

- 1. 監査の種類 定期監査(地方自治法第199条第1項及び第4項)
- 2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
- 3. 監査の対象及び監査期日

葉山幼児園、葉山東幼児園令和3年5月28日葉山小学校令和3年8月23日葉山中学校、葉山東小学校令和3年8月26日

(書類審査)

上記以外の市立幼児園・保育園・幼稚園及び市立小学校・中学校・事務支援センター

4. 監査にあたった監査委員

井之口 秀行

藤田 啓仁(令和3年6月9日退任)

田中 英樹(令和3年6月10日就任)

5. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について関係者から説明を聴取した。

6. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。軽微な注意事項については先に関係職員に通知したため記述を省略する。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

個別の所見事項は以下のとおりである。

# 【幼児園、保育園、幼稚園】

- ○コロナ禍の影響で、令和2年度は保育現場においてもリモートによる会議や研修が行われたが、移動する時間や手間がかからないことで時間と経費の節約に繋がっている。今後も経済性、効率性の観点で様々なツールを活用しながら、保育士の働き方改革に繋がるような園運営に取り組まれたい。
- ○毎月の支払調書において、支払遅延が生じているものや、支払遅延にまでは至らないものの園によっては請求書を受理してから支払手続きをするまでに日数を要しているものが散見される。出先機関であるから所管課との間で決裁手続きに時間を要するのであれば、そのことを念頭に置き余裕を持って会計処理を行われたい。

# 【小学校、中学校、事務支援センター】

- ○学校給食費に関し、学校給食共同調理場と学校とで把握している未収金の額が相違していた。債権管理を行う上で未収金総額を適正に把握できていないことは問題であることから、今後は十分注意し、厳格な管理に務められたい。(葉山東小学校、葉山中学校)
- ○学級崩壊など学級運営の問題について、児童・生徒への対応を担任の力量に頼ることなく、学校全体の問題と捉え管理職をはじめとして全教職員で問題解決に取り組まれたい。また、校長等の管理職は、教職員が病気休職や退職に追い込まれないよう十分な配慮をされ対応に当たられたい。
- ○特に人通りの少ない場所への防犯カメラと防犯灯の設置について、所管課と調整し、早 急に対応されたい。

### 【教育委員会】

○学校給食費未収金に関し、各校からは、保護者の連絡先が不明で徴収が困難であるとの問題点があげられている。在校生であるならば学校から督促を行うこともできるが、卒業生ともなると連絡が取りにくくなり、未納のまま放置されるリスクは高くなる。未収金回収のためには、例えば転居先の調査や法的措置の検討も行う必要があるが、このことについては文部科学省の諮問機関である中央教育審議会答申で次のように示されている。

『学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金について、未納者への督促等を含めた徴収・管理は、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。』

学校給食費の公会計化については令和2年度決算審査の中でも意見として申し述べたと ころであるが、過年度未収金の回収と、学校の負担軽減のため、教育委員会として十分 検討の上、環境整備に取り組まれたい。

○学級崩壊など学級運営の問題が生じた場合には、教育委員会として状況を把握するとともに問題の原因を的確に分析し、関係機関と連携し支援体制を整えられ、学校とともに再発防止に当たられたい。

以上